

2026 年 7 月 4 日

武山地域学校開放利用団体合同会議

林 但

武山地域には、主に武山中学校、武山小学校、富士見小学校の 3 つの場所で、表記の制度を利用して 36 の団体が利用されています。代表もしくは代理の方が 22 名参加していただきました。地域の一番大きな武町内会は全体の 1/3 の世帯数などあり、武山小学校、富士見小学校に分かれて登校のため、武山小学校から富士見小学校が別れた後も行事は一体となって行っています。今回討議・確認したのは、以下の点です。

(1) 中学校利用は「学校管理」であり、小学校は利用団体などによる自主管理方式に移行。

中学校利用団体などで話し合っていく。

(2) 自主管理方式に移行に伴って、消耗品、修繕費用、原材料費などは学校と話しあって、学校の承諾が得られれば、一部購入いただける。年度始めなど協議が必要で、不十分な点がある。

(3) 利用団体の中には市や県・全国大会で優秀な成績をおさめる団体があり、助成金など活動の支援を行っている。制度など説明をしました。

(4) 4 年前にも確認しているが、健民運動会など体育振興会の行事に利用の学校での場合は協力・参加いただく、他の行事にも参加いただくように重ねてお願いをしました。

横須賀市では、地域住民が学校の体育館や校庭、プールなどを団体利用として活用できる学校開放制度があります。（以下は横須賀市のホームページから抜粋）多くの学校が**自主管理方式に移行中**です。

■利用可能な施設

横須賀市内の小学校・中学校・高校では、体育館、校庭、プールなどの施設が**学校教育に支障のない範囲で地域活動に開放**されています。

<利用条件>

(1) 団体登録が必要で、個人での利用はできません

(2) 利用希望日の前月 20 日までに申込書を提出する必要があります。20 日が土日祝日の場合は翌平日が締切です。

(3) 当年度初めて利用する場合は、利用者名簿の提出も必要です

(4) 学校行事や部活動、耐震工事、天候などにより利用できない場合があります。

<注意点>

・利用できる施設や種目は学校によって異なります。

・横須賀市の学校開放制度を活用することで、地域のスポーツやレクリエーション活動を安全かつ効率的に行うことができます。

横須賀市学校開放規則

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00000532.html